

宗教上の信念により輸血を拒否する場合の当院の対応について

浜の町病院は「相対的無輸血」の方針です

「相対的無輸血」とは、患者の意思を尊重して可能な限り輸血をしないで治療する努力を行いますが、生命維持の為に輸血が必須であると判断される緊急事態では輸血を行う事です。

- ① 宗教上の理由で輸血を拒否される患者さんから提示される書類（免責証明書など）に署名・捺印はしません。
- ② 輸血同意書が必要な待機的手術・処置・治療などに輸血の同意が得られない場合は、治療可能な施設への転院をすすめます。
- ③ 緊急を要し救命の為に輸血が必要と医師が判断した場合は、患者・家族の意思・同意に関わりなく、輸血を実施します。

以上の方針は、患者の意識の有無、自己決定権の有無、成年・未成年の別に関わらず適用します。